

# ワーカーズ

http://www.workers-net.net/  
mail workersnet@workers-net.net

毎月1日発行 1部150円 半年1000円(郵送)  
郵便振替 00180-4-169433 (ワーカーズ社)

2020/3/1 604号



## 今号の内容

- ・「新型コロナウイルス」政府の失策と「職場の心構え」
- ・「コロナ危機」に便乗した「改憲」論を許すな!
- ・パンデミック対策を春闘の緊急要求に!
- ・《経団連報告》露骨な企業利益至上主義——経団連の雇用・処遇の再編策
- ・読書室「闘わなければ社会は壊れる」へ対決と創造の労働・福祉運動
- ・読書案内「南太平洋の小国」サモア
- ・キリバス・フィジー
- ・映画紹介『感染列島』
- ・何でも紹介・・・古代の日本を訪ねて
- ・福島・中通り原発集団訴訟で、東電に賠償命令
- ・コラムの窓・・・無意味な戦争だった!
- ・シリーズ小さな旅/第2回
- ・新型コロナウイルス「基本方針」記者会見への疑問
- ・色鉛筆・・・

## 黒川検事長の定年延長は違法!

黒川弘務東京高検検事長(62)の定年が半年間延長されました。検察庁法は検察官の定年を63歳、検事総長は65歳と規定しています。首相官邸に近いとされる検察ナンバー2の黒川氏を検事総長に据えようと、政府が異例の措置を取りました。

「検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定した」。黒川氏の定年延長を決めた1

3月31日の閣議終了後、森雅子法相は記者会見でそう説明しました。黒川氏は2月8日63歳になりました。黒川氏は捜査現場よりも法務省勤務が長く、政治家との付き合いが多かったことから、法務・検察の中でも境界と関係が深いといわれています。

2016年9月に官房長から法務次官に就任した際は、地方の高検検事長に転出する案が、官邸の意向でひっそり



返ったとの臆測が飛びました。

安倍首相の都合で一般法が特別法に優先するようになったことが起きたり、法解釈が変えられたりした東京高検検事長の定年延長問題ですが、国家公務員法は、国家公務員の身分や職務に関する一般法です。検察官も国家公務員ですが、検察庁法が特別に検察官の定年を定めています。いわゆる一般法と特別

## 桜を見る会を私物化した安倍政権!

安倍晋三首相の後援会が「桜を見る会」前夜に東京都内のホテルで毎年開いてきた懇親会。首相は後援会の主催としながらも、ホテルと会費の支払い契約を結んだ「主体」は、あくまで個々の参加者だったと主張しています。

後援会の指示に従って会費を払っただけの参加者が「ホテルと契約した」などの解釈は不自然ですが、首相は国会答弁でこの説明を繰り返しています。

後援会がホテルと契約していないとの見解を変えない理由は、政治資金収支報告書に、懇親会の収支が記載されていないことを正当化でしょう。政治団体の収支があつたにもかかわらず不記載だった場合は、政治資金規正法に違反するからです。

首相は、1人5000円(安すぎ)の会費の支払いについて、「集金した全ての現金を、その場でホテル側

法の関係にあり、両者の間に齟齬・抵触があるときは、特別法が優越します。国家公務員法81条の3が制定された当時の政府見解でも、検察官にはこの規定は適用されないという考え方が示されていました。つまり今回の定年延長は、違法というしかありません。

に手渡す形で、参加者から支払いがなされた」と。首相の事務所は、会費を受け取ってホテルに渡しただけなので、後援会に入金や出金はなかったと。首相は「(ホテルとの)段取りを行ったにすぎない事務所職員は、契約上の主体にはならない」と。だが一方で、会場を予約したのは事務所の職員で、昨年の懇親会の準備経費は自身の選挙区支部から支出したと認めています。

これに対し野党は、ホテルと主体的に契約したのは後援会だと指摘し、首相の説明通りであったとしても脱法行為に当たると批判しています。今回の桜を見る会のケースは、有権者への寄付を禁じた公職選挙法に違反する可能性もあります。

このような安倍内閣は総退陣してもらいしかありません。

(河野)

# 「新型肺炎」政府の失策から身を守る「職場の心構え」

●潜伏期間でも感染する！

今回の新型コロナウイルス肺炎は「潜伏期間で無症状でも感染すること」が、当初から感染症の専門家により指摘されていたにも関わらず、安倍政権は「水際対策」ばかりに躍起になり、中国人と接点の無い人をウイルス検査対象から除外し、結果として後手に回った失態は厳しく批判されるべきだ。ようやく二月二十五日、政府の「基本方針」が示されたが、もはや「遅きに失した」と言っても過言ではない。

●基本はインフル対策の強化

「すでに私達自身もどこかで感染していて潜伏期間かもしれない」という心構えを持ち、身を守らなければならない。とはいえず、こうした事は初めてではなく、二〇〇三年の「SARS」や二〇〇九年の「新型インフルエンザ」、さらには毎年ウイルスの変異した「インフルエンザ流行」でも経験していることである。

●「風邪かな？」すぐ受診を

まず発熱・頭痛・喉の痛み・せき等「風邪」の症状を感じたら、「様子を見よう」などと放置せず、またドラッグストアの売薬で済ませず、すぐに「受診」することだ。職場の近くの開業医に行く。休暇を申請して時間内に受診するのが望ましいが、どうしても急に休めないなら、地域の「休日夜間診療所」に行く。わからなければネットで調べよう。

●通常の風邪（ライノウイルス）

インフルエンザか否かは、咽頭や鼻腔粘液を綿棒で採取し、簡易



●インフルエンザならすぐ休む

インフルエンザか否かは、咽頭や鼻腔粘液を綿棒で採取し、簡易

診断キットですぐに判明する。「陽性」と告げられたら、感染症予防法の就業制限の対象になるので、上司に伝え事業主の責任で五日間の出勤停止措置をしてもらう。就業規則で有給の「感染症休暇」があれば適用する。なければ病気休暇として最低でも傷病手当金は申請しよう。

●新型コロナを疑ったら

症状から「新型コロナウィルス肺炎」が疑われたら、保健所を通じて専門の医療機関を紹介してもらい、精密検査を受ける。新型コロナ「陽性」なら指定感染症の対応として、感染症病棟に入院する等の治療に入る。その際の病気休暇や有給扱いあるいは傷病手当金、場合によっては休業手当の可性もある。上司や所属労働組合と相談しよう。治療法は現在未確立で対症療法が、新薬の「治療」などの治療計画が示されると思われる。インフォームドコンセント（説明と同意）のとり十分な説明を受けよう。

●呼吸器感染症は他にもある

なおこの他にも、高齢者に多い細菌感染症である「肺炎球菌」、栄養状態が悪いと現代でも発症す

る結核菌による「肺結核」、小児に多い「RSウイルス」「ヒトメタニューモニアウイルス」「マイコプラズマ肺炎」などがある。で、受診と診断は大切だ。

●予防も「インフル」に準じて

ライノウイルス、インフルエンザ、新型コロナいずれにしても、その予防は毎年流行するインフルエンザ対策と共通する。呼吸器疾患のウィルスの感染ルートは、セキ・クシャミなどの「飛沫感染」、ドアノブや衣服などからの「接触感染」、飛沫が乾燥し空気中を移動する「空気感染」だ。その中間の「エアロゾル感染」というのがあがるが、これは主に医療機関での処置中に起こるもので医療従事者

●マスク着用は目的を理解して

マスクの製造が追いつかず、ドラッグストアで品切れになっているが、マスク着用の目的を理解する必要がある。マスクは近くでの「飛沫感染」を防止するため、自分自身のセキやクシャミに際しての「セキ・エチケット」である。マスクが入手できないければハンカチーフ等で代用する。なお乾燥した微細なウィルスの空気感染では、通常のマスクの編目を通してしまい、決して万能ではない。また同じマスクを長時間使用すると、かえってガーゼに雑菌が繁殖して逆効果になるので注意が必要だ。



●手洗いは流水・石鹸・アルコールで

手洗いの目的は「接触感染」の防止である。ウイルスが付着したドアノブや電車・バスの吊り革、衣服や家具に接触した手や指で、鼻や口に触れたときに感染するのを防ぐためだ。十分に流水で洗うこと、石鹸で汚れを落とした上で、噴霧型のアルコール手指消毒剤（インフルエンザウイルス・コロナウイルスには有効）を使うのが望ましい。

●「うがい」も忘れずに

飛沫感染や接触感染で最初に付着するのが咽喉である。混雑した駅や列車・バスに乗りして帰宅したら、面倒がらずに手洗いと「うがい」を行なう。ドラッグストアでうがい薬を購入するのが望ましいが、水やお湯でもよいよりは良い。実はこうした習慣は、保育所や小中学校の方が、子どもへの教育が徹底しているようなので、大人も子どもを見習うようにしよう。

●体調管理「働き過ぎ」は禁物！

こうした初歩的な対応策を取っ



新型コロナウィルス肺炎は、国内でも感染者が増加し、国内患者も死亡する事態に発展している。ところが安倍政権やそれを取り巻く右派勢力は、足元の感染対策を見直すどころか「今こそ憲法を改正して緊急事態条項を！」などと

自民党の伊吹文明元衆議院議長は、一月三〇日に派閥の会合で新型肺炎に言及し「緊急事態の一例。憲法改正の大きな実験台と考えた方がいいかもしれない。」と発言した。下村博文選対委員長も二月一日「議論のきっかけにすべきではないか」と講演で述べた。

衆議院では一月二八日、日本維新の会の議員が、新型肺炎に関連して改憲議論を促進するよう質問したのに対し、安倍首相は「緊急事態条項」をどう位置づけるか「大いに議論をすべき」「国

の憲法調査会で活発な議論を」と答弁した。今回の新型肺炎への対応は、現行法のもとできちんとした対応をすることが肝心であり、そのさなか「改憲」を持ち出すような場合ではない。

## 〈コロナ危機〉に便乗した「改憲」論を許すな！

見当違いの主張をしている。

●「緊急事態条項」で改憲？

自民党の伊吹文明元衆議院議長は、一月三〇日に派閥の会合で新

型肺炎に言及し「緊急事態の一例。憲法改正の大きな実験台と考えた方がいいかもしれない。」と発言した。下村博文選対委員長も二月一日「議論のきっかけにすべきではないか」と講演で述べた。

●「政府専用機」（自衛隊機）を派遣検討

安倍政権は、水際対策ばかり強調し、専門家が指摘する「国内感染対策の必要」を後回しにする一方「コロナ危機」に乗じて、あの手この手で自衛隊の出番を作ろうとやっきになっている。

武漢市からの邦人帰還にむけ、チャーター機を派遣したが、当初「政府専用機の派遣も検討する」と息巻いた。政府専用機とは自衛隊機のことである。しかし、政府専用機の座席数は百席と少なく、民間機の二百席の半分であること

●防衛省チャーター船に医官

クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号から感染者が発生し、横浜港に長期停泊することになったが、これに対して防衛省は民間貨客船「はくお」をチャーターし自衛隊員四十人と医官五人を派遣し、支援にあたるとした。



しかし、実際に活躍したのは、各都道府県の公的病院医療スタッフで組織するDMAT（災害派遣医療チーム）の隊員であった。彼らは東日本大震災や熊本地震などで、緊急にかけつけた経験を持ち、日頃から感染対策を含む訓練を積んでいるのであり、自衛隊に頼らなくても、十分な働きができたのである。

●海自に「病院船」を配備？

あげくの果てには、クルーズ船対策にかこつけて「病院船」の配備を検討すると言いつつ、二月十二日の予算委員会に加藤厚生労働大臣は「病院機能を持つ病院船

の配備を検討するため各省庁と協議する」と述べた。当然のごとく海上自衛隊への配備が取りざたされている。だが「病院船」の配備なるものは、海外での戦争への対応が前提となるものであり、自衛隊の海外派兵の道をいつそう開く危険な構想である。

今回の新型コロナウイルス肺炎への対応は、二〇〇九年の「新型インフルエンザ」や二〇〇三年の「SARS」（重症急性呼吸器症候群）を教訓として、当時対策に当たり経験を積んだ医療関係者の専門的な知識と経験を総動員するのが最善なのであり、「自衛隊の活用」だの「改憲」だのを喧伝するのは、全くの筋違いである。（松本誠也）

# パンデミック対策を春闘の緊急要求に！

## ●新型コロナウイルス肺炎

中国の武漢市・湖北省から爆発的に拡大し始めた「新型コロナウイルス肺炎」の感染は、海外にも波及している。WHOの慎重にも波及している。WHOの慎重にもその表現を避けているが、もはや「パンデミック」の第一歩を踏み出していると言っても過言ではない。

「潜伏期間中の感染の可能性」を専門家が指摘していたにも関わらず、それを無視して「水際対策」に偏った安倍政権の対応は、日本の国内で「中国との接点」が確認できない発病者の続発という事態を招き、完全に後手に回った形となった。

いまや中国渡航と関係のない日本中のどこの地域の事業所の労働者でも、感染のリスクはまぬがれない。

## ●出勤停止に対する賃金保障

感染症予防法や労働基準法では、感染症を防止するための「出勤停止」措置を規定している。さらに二〇〇三年の「SARS」や二〇〇九年の「新型インフルエンザ」を経験して、官公署や企業の

多くでは、有給の「感染症休業手当」を就業規則に明記するようになってきた。

しかし多くの中小零細企業や、派遣社員、日給月給の非正規労働者については、未整備の状態である。そのため、ひどい呼吸器症状を発症しても、解熱剤や咳止めを服用して就労し、事業所における感染を招いたり、たとえ休んでも「欠勤」の無給扱いになることが大多数である。

感染症が疑われる場合は、事業所が責任をもって出勤停止を措置し、休業中の賃金を補償することが求められる。

## ●春闘の緊急要求に

今回の春闘ではほとんどの労働組合がすでに要求書を提出済みであると思われるが、今回の新型コロナウイルス肺炎の事態に対応し、緊急に「感染症予防のための出勤停止と賃金保障」を追加要求するべきである。



「熱があっても仕事休めない」風潮がウイルス感染を拡大させる？

# 露骨な企業利益至上主義

## ——経団連の雇用・処遇の再編策——

いま春闘真っ最中、ということになっていて。とはいっても、いつもどおり盛り上がりは見られない。新型コロナウイルスの不気味な拡散だけではない。労組の要求や行動そのものがまた一歩後退・縮小しているからだ。

そうした中、経団連はこれまで積み上げてきた既成事実の上に、労組・労働者に対する一層の攻勢に出ている。新時代を迎えているという口実で企業に都合がよい雇用・処遇システムへの再編をもくろんでいるのだ。

私たちとしても、それを跳ね返す対抗戦略を確立して、押し返していきたい。

「ぶら下がり社員」というのは、仕事を昇進などへの意欲がなく、成果を上げる若手社員や会社にぶら下がっているかのような無力な社員を指している。「妖精さん」というのは、会社に来るだけで仕事はあまりしないのに、若者より高い給料だけはしっかり持って帰る中高年社員に対して向けられている言葉のようだ。

すでに形骸化が進む春闘だが、この3月11日の大手企業による一斉回答日に向け、大詰めを迎えている。

その春闘に絡んで、ということもないだろうが、「ぶら下がり社員」や「妖精さん」などという

これらは、主に若手社員から出ている言葉で、会社への貢献度や仕事の成果と賃金や仕事量が釣り合っていないこと、世代間の不公平な働き方や処遇への不満の声だともいえる。

確かに、給与・賃金を仕事・労働への対価だと捉えれば、不公平ではある。とはいえ、給与・賃金を生活基盤とせざるを得ない働き手からすれば、年齢に応じて膨らむ生活費をまかなう年功的な賃金は不可欠だ。そうした年功的な賃金に多くの若者から不満が寄せられるのは、終身雇用と年功賃金という絵に描いたような日本の雇

## 《経団連報告》



記者会見する経団連の大橋徹二副会長

用慣行が、すでに崩れているからだろう。

実際、非正規労働者が全雇用者の4割近くまで増えている。また、能力主義や成果給の普及、あるいはリストラなどで、若者の多くが生涯にわたって年功的な処遇が受けられる見込みがほとんど無くなっていく現実がある。全員が同じ年功システムに乗っかっていれば「お互い様」で、そんな不満は拡がらないだろうし、実際、高度成長期などではあまり問題にされてこなかった。

こうした雇用慣行の変化、その結果としての矛盾やねじれに対し、打開策は多方面から提起されている。その一つ、企業・経営側から出されたのが1月21日に発表された経団連の「2020年版・経営労働政策特別委員会報告」（以下「報告」）だ。この報告は毎年の春闘に際して経営側のスタンスや方針を示すものとして毎年出されていたが、今年は近年の雇用システムの再編への提言が大きなウェイトを占めている。

## ◆企業利益の最大化

すでにメディアなどでその一端が紹介されているが、労使関係の基本的な力関係を左右する重要なもの。要するに、政府が描く未

来社会論に乗った、経団連な号でも大きく取り上げられていく。ここで経団連がどんなシステム再編をもくろんでいるか、前号に引き続き見ていきたい。

「報告」は、近年の日本の経済力が低迷していることに危機感を感じ、「日本経済のグローバルな競争力を大きく高めていく」（中西会長）ために、労働生産性を高め、付加価値を最大化させていく必要性を訴えている。

その経団連の「グローバルな競争力を高めていく」という目的意識そのものが時代錯誤なのだが、それはさておき、この「報告」は3つの章立てで提起されている。第2章では、雇用・労働分野での具体的な課題を取り上げ、第3章で今年の賃上げの指針に触れている。その前提となる基本的な経団連のスタンスは第1章で示されている。

第1章では、基本的な時代認識として政府が提唱する「Society 5.0時代」にふさわしい働き方を提唱している。

「Society 5.0」とは、政府の科学技術基本計画（16年）で「超スマート社会」と位置付けた未来社会を、経団連が「創造社会」と言い換えているもの。要するに、政府が描く未

その「Society 5.0」にふさわしい労働時間制度。「報告」では裁量労働制はジョブ型雇用と相性がよいので、その拡大をめざす。また、働き方改革関連法案に盛り込まれていたが削除された「高プロ」の導入企業の増加への期待も示されている。

問題は、その日本型雇用システムの再編にかかわる経団連のスタンスの方向性と内容だ。

「報告」では、日本型雇用システム、すなわち、新卒の4月一括採用、長期・終身雇用、年功型賃金などは、「メンバーシップ型」（人を格付け）であって、欧米の「ジョブ型」（仕事を格付け）と対比されるものだが、それが転換期を迎えているとの問題意識だ。

こうした日本型雇用システムは社員の高い定着率や企業への忠誠心をもたらししたが、反面、中途採用は抑制されて就職氷河期世代生み出し、また職能給が年功的に運用され、優秀で意欲ある社員のやる気がそがれている、としている。

テーマ	経労委報告での言及
賃上げ	社会的な期待も考慮しつつ、自社の実情に応じて前向きに検討していくことが基本
日本型雇用慣行	さまざまなメリットがある一方で、時代に合わないケースが増えている
労働金庫	就業実態と待遇は千差万別。裁判例の積み重ねも少なく、今後の注視し点

い。は、これまでも状況

たとえば「報告」では、非正規社員が4割近くにも増えてしまっ

た現状への反省や改善姿勢が全く欠落している。現に、非正規社員

の処遇改善についてほとんど言及がない。むしろ、最低賃金に關する部分で、最賃の急激な引き上げ

に懸念を示すなど、抵抗姿勢を示すばかりなのだ。「報告」は、正

社員の雇用の安全弁として不安定からバブル崩壊まで

低処遇の非正規社員が存在を前提とした上で、正社員の二分化をめ

ざすというのが財界の本音なのだろう。

要は、賃金の年功的運用を見直して企業利益への貢献度以上に受

け取っている中高年社員の賃金をカットする。そのために、ジョブ

型雇用を拡大し、成果や会社への貢献を今以上に厳しく査定する人

事評価制度に変えていく、というものだ。

現に、この「報告」を先取りするかのよう

に、いくつかの企業では、優秀な人材の採用で既存の初

任給からかけ離れた処遇を適用したり、トヨタ自動車のように、ペ

ア額の非公表、一律の賃上げの回避を始めている企業もある。この

「報告」は、そうした個別企業の施策の追認という性格も併せ持っ

ているのだ。経団連の雇用・処遇システム

に応じて大きく変わってきた。イ) 高度成長期は年功賃金を導入した。激増する若年層労働者に、将来の昇給をぶら下げることで現在の低賃金を受け入れさせるためだった。ロ) 石油ショックからバブル崩壊までは、相対的に賃金が高

い中高年労働者が増えてきたので、50歳代からの賃金カーブを右肩下がり

にする「賃金カーブの圧縮」を進めた。ハ) 90年代以降は、クビ切り

自由な低賃金の非正規社員の拡大による賃金総額の圧縮。

二) として今回の雇用・処遇システムの再編。正社員に幅広く残っている、職能給の年功的な運用を縮小し、職務給を拡大する

ことで賃金総額の圧縮を意図している、というわけだ。

こうした雇用・処遇の再編によって、企業利益への貢献以上の賃金を受けとっている「妖精さん」といわれる中高年社員の賃金を引き下げ、若年労働者には微々たる賃金引き上げで、企業利益の

拡大を実現していく。これが経団連のいう生産性向上であり、今回の「報告」の眼目なのだ。

◆均等待遇と子育て・教育費と住宅費の社会化

今回の「報告」も、多くの修辭で包みながら企業エゴの施策を実現・普及させるといふもので、これまでの「報告」と同じもので

ない。実際に個々の企業がやっていることといえば、過労死・過労自殺の原因となっている長時間労働、中小・下請け企業への納入単

価切り下げの強要、最低賃金の抑制、外国人労働者などの低賃金労働者の活用、有期雇用労働者の無

期雇用への転換での雇い止めの横行、それに賃金を継続して押さえ

て企業の内部留保だけのため込み続ける、というのが現実なのだ。

その経団連の賃金論は、賃金とは企業利益からの配分だ、という立場だ。だから企業利益が減れば、当然賃金も下がる、というも

のになってしまふ。また、賃上げの決定についても、企業は賃金交渉は拒否しないが、決めるのはあくまで企業であるという立場だ。

連合は、賃金の月額総額を引き上げるとは言うものの、「2020春期生活闘争方針」でも経団連に対抗する戦略はまったく打ち出せていない。賃金とは「付加価値の適正配分」だとして

企業の賃金原則を追認するのみだ。本来、労働者側の賃金原則とは、「賃金＝労働力の再生産費」であり、労働者世帯が再生産できるだけの生活費であり、企業利益とはリンクしない独立変数であるはずだ。だから企業利益が増えても減っても、企業は労働者が生活できる賃金を支払う義務がある、という立場である。

また賃上げの決定についても、あくまで「合意・妥協、共同決定」だ。要するに、労働組合として賃上げの決定権を企業側と分かち

合っている、というものだ。連合は、こうした基本的な賃金論で会社側、経団連側に屈服して

いるので、企業の意に反してでも要求を実現するという決意も生まれないし、そのために組織を強化

するとか、要求を勝ち取る闘いも位置づけられない。

こんな日本の雇用・処遇システムについて、私は90年代から、年功賃金を同一労働・同一賃金に転換すること、企業内組合を企業の壁をこえた産業ごと地域ごとに、別の言い方をすれば、個別企業に

から自立した労働組合に再編すべきだ、と主張してきた。労働者の規制力を強化することで、労働者の安定した雇用と人並みの賃金も確保できるとの思いからだ。

私たちがめざすべきなのは、労働者、労働組合が個別企業から自立すること、労働者が独自の立場から団結して企業に対峙できるよ

うになることだ。このことで結果的に、雇用や労働時間や賃金に關して労働者の決定権が確保され、要求実現の可能性が大きくなる。このことはいくら強調しても足りないくらいだ。

経団連によつてさらに分断・解体されようとしている雇用と処遇システム。こは、労働者独自の賃金概念を共有化し、労働者の連携した行動によつて雇用・処遇改善の闘いを盛り上げていきたい。

(廣)

# 今野晴貴氏・藤田孝典氏編著

## 『闘わなければ社会は壊れる』

### 〈対決と創造〉の労働・福祉運動論

#### 岩波書店2019年6月刊行

○ 現代の賃労働者の前に立ち塞がる長時間労働・低賃金・非正規雇用の増大等の諸困難。だが現実には賃労働者を救うのは、政治家等による〈政策〉や〈調整〉ではない。社会運動だけが、賃労働と福祉との諸権利を勝ち取り、社会を根源的に変えられる現実性を持つ唯一の方法なのである。

本書の編・筆者である今野 晴 策プロジェクトの共同代表でもあり、NPO法人POSSE代表であり、年間およそ3千件の労働・生活相談に関わるブラック企業対策プロジェクトの共同代表である。もう一人の編・著者の藤田 孝典氏は、NPO法人ほっとプラ

ス代表理事であり、聖学院大学人間福祉学部客員准教授である。そして反貧困ネットワーク埼玉の代表であり、またブラック企業対

策プロジェクトの共同代表でもあり、NPO法人POSSE代表。さらに今野氏はブラック企業のやり口や労働者を使い潰す等の暴露本『ブラック企業』等、藤田氏は貧困問題の最前線である『下流老人』『貧困世代』等の著書でも知られる。

要するにこの二人は、現代の賃労働者の前に立ち塞がる長時間労働・低賃金・非正規雇用の増大等の諸困難、さらには現代の貧困

変革するか？

目次 はじめに 今野 晴貴・藤田 孝典

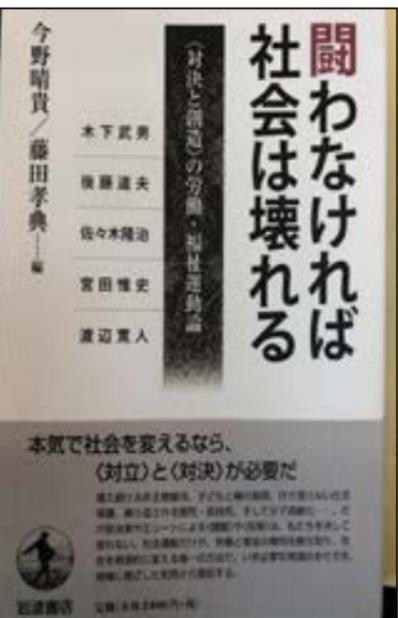
第一部 福祉運動の実践をどう変革するか？

1 みんなが幸せになるためのソーシャルアクション 藤田 孝典

2 ソーシャルビジネスは反貧困運動のオルタナティブか？ 渡辺 寛人

3 不可能な努

# 読書室



本気で社会を変えるなら、(対立)と(対決)が必要だ

現代の賃労働者の前に立ち塞がる長時間労働・低賃金・非正規雇用の増大等の諸困難。だが現実には賃労働者を救うのは、政治家等による〈政策〉や〈調整〉ではない。社会運動だけが、賃労働と福祉との諸権利を勝ち取り、社会を根源的に変えられる現実性を持つ唯一の方法なのである。

力押しつけと闘う 後藤 道夫

第二部 「新しい労働運動」の構想

4 新しい労働運動が、社会を

守り、社会を変える 今野 晴貴

5 年功賃金から職種別賃金・最賃制システムへの転換 木下 武男

第三部 ポスト資本主義の社会運動論

6 経済成長システムの停滞と

転換 宮田 惟史

7 福祉国家論の意義と限界

佐々木 隆治

おわりに 今野 晴貴・藤田 孝典

でははじめにの記述を参考にし

て、本書の全体的な構成とその狙

いを短評してみよう。

第一部では、福祉・社会保障

制度の現状分析がなされている。

1は、福祉実践に関わるものであ

る。そこでは社会福祉とは法的

な・形式的な制度ではなく、ソ

選組のブレインの一人でもあり、自らのホームページに私たちウィカーズ・ネットの国家資本主義論をアップして、私たちに好意的な態度を示す松尾匡氏も、こうした「経済成長」幻想に深く取り憑かれている一人だからである。

この2月4日、れいわ新選組の山本太郎代表は広島市内で市民との対話集会を開き、蔓延する生活困窮を救うための経済政策を、新規国債の発行で賄うことを主張している。周知のように山本氏は従来から消費税の廃止を主張しており、当面は消費税5%減税の野党共闘を追求している。そしてこの1月末には野党共闘が出来ない場合は、100選挙区に独自候補を擁立する方針を明らかにしている。

反緊縮の積極財政政策で安倍政権と闘う活動家の間では、『そろそろ左派は「経済」を語ろう』（垂紀書房）が読まれている現状がある。そして松尾氏は、2019年の6月には反緊縮本である『左派・リベラル派が勝つための経済政策作戦会議』を出版しており、まさに意気軒昂そのものである。さらに今注目されているMMT (Modern Monetary Theory 現代貨幣理論) にも言及している。

こうした経済政策等で安倍政権と闘おうとする傾向に対して

明確に理論的な批判を対置したものが、まさに第三部だからである。そして本書の中でその批判の核心ともなる7の筆者は、POSEに大きな影響力を持つ佐々木隆治氏、その人である。

佐々木氏は、現在の日本を席卷する新自由主義的経済政策等は財界等の恣意的判断でなく、資本蓄積の現段階に規定されたものと分析し、それゆえ利潤率の傾向的低下と市場の成熟により、現代日本の資本蓄積の停滞は単なる反緊縮政策・積極財政政策等では打破できないとする。それゆえに順調な資本蓄積と密接不可分だったケインズ流の「福祉国家」はもはや実現不可能になったのである。とすれば資本主義社会を根源的に変える現実性は、「国家導出論争」の論客ヒルシユの指摘したように、「自由な諸個人による自由な結社をその原理とする、強力なアソシエーション運動によって価値形態と政治形態の双方を抑制する長期的なプロセスを経る」他ない、と佐々木氏は結論する。

ヒルシユは、「価値形態および政治形態を抑制していく」改良的方策として、社会的コミュニケーションの統制の下での社会的基礎サーヴィスの公的保証や企業活動の規制等を挙げたのであった。本来ならここで「価値形態および政治形態」概念についての丁寧な説明が必要とされるのだが、紙幅の関係で残念ながら展開できない。

この提言は、安倍内閣の打倒を何よりも優先すべきだとの「左派」の諸氏にはあまりに胡乱で「現実味」がないように「見える」。これに対して佐々木氏は、「価値」という経済的形態規定、近代国家という近代政治形態があまりに強力であり、それに包摂されているから」だと反論している。まさにこの点にこそ、「価値」という経済的形態規定」にこだわるとマルクスの経済学批判の核心があるのである。

# 『感染列島』

二〇〇九年に公開された映画『感染列島』(瀬々敬久監督)は、妻夫木聡、檀れい主演で作られ、前年のカンヌ映画祭でも『バンドミック』という英語題名で大きな話題となったものである。

二〇〇三年のSARSの経過をもとにドラマ化したと思われるが、公開された二〇〇九年に奇しくも新型インフルエンザが猛威を振るったため注目された。

ストーリーはある日、救急救命医である松岡剛(妻夫木聡)が働く市立病院に、正体不明のウイルスに感染した患者が搬送されることから始まる。そのウイルスは院内に広まり、大混乱となった。そこにWHOから派遣されたメ

# 映画紹介



ディカルオフィサーノ小林栄子(檀れい)は、「このウイルスが国内に広まったら交通網・都市機能が停止し、半年後には感染者が数千万人になる」と告げた。作品中には、今回の武漢市封鎖を思わせるような、自衛隊による首都圏の交通封鎖のシーン、患者であふれる病院ロビーでメディカルオフィサー小林栄子が「トリアージュ」を命じるシーンが登場する。トリアージュとは、大規模災害の際に大量の患者の治療優先順位をつける緊急措置である。治療回復の見込みの無い患者は治療対象から切り捨て、回復可能な患者を集中的に治療し、軽度の患者は待機させるものである。個々の患者に対応する医師にとっては「非情」すぎるもので、医師間の必要とされるのだが、紙幅の関係で残念ながら展開できない。

その意味でも警鐘を鳴らしている。DVDレンタルなどでの鑑賞をお勧めする。(松本誠也)

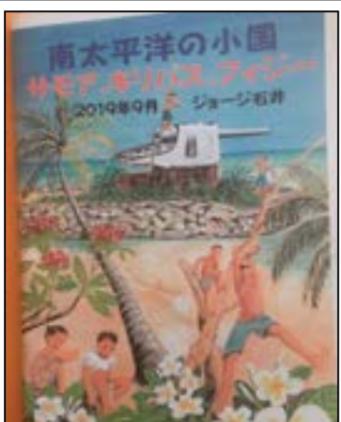
# 「南太平洋の小国 サモア・キリバス」

## 著者 ジョージ石井 mood

著者の石井さんは、昨年9月にサモア・キリバス・フィジー3カ国に行かれました。

サモアは、1899〜1918年ドイツの植民地でした。その後、1945年ニュージーランドの国連信託統治領を経て、1962年に独立し、1976年国連に加盟、1997年国名を西サモアからサモア独立国に変更しました。

キリバスは、1788年英国海



軍大佐ギルバートが上陸し、その名が現地語でキリバスになり国名になりました。英国の植民地になりましたが、第二次世界大戦中に日本軍が占領、戦後再び英国領になり1979年に独立しました。この国、軍隊はないそうです。「1943年11月20〜23日、第二次世界大戦の血なまぐさい戦場の跡」という看板があり、日本軍46000人犠牲者のうち1200人もの朝鮮の方々が含まれているいたそうです。軍事基地建設のために朝鮮半島から連れてきて、弾除けにしたのです。フィジーは、1643年オランダ人が上陸、1874年英国の植民地に

一つのプロセスとして位置づけ、大胆不敵に『ポスト・キャピタリズム』を展開すること。このような広大な理論的視座をもつ社会的アクティヴィスト(活動家:直木注)こそが、社会運動の低迷を打破する」と、と現実変革ために必要となる理論と活動家の重要性を本書の結論として確認したのである。

私もこの見識に深く同感するものだ。その意味において本書を皆様に強くお勧めしたい。(直木)

著者の石井さんは、1993年80歳のお父様と72歳のお母様と初の海外旅行を体験、今回で82カ国になります。

いつも石井さんの本を読んで思うのは、その土地の風景や状況が浮かんできます。この本も、南太平洋の国々の様子が浮かんできます。それと、本には川柳が書かれていて、これも毎回楽しみます。いくつか、紹介します。

- ・実弾の論吉が泳ぐ原発炉
- ・年金を羽衣い締めする消費税
- ・キャッシュレス税の苦痛を先延ばし
- ・大企業減税民が尻拭い
- ・安倍一強突きバツばかり増え
- 上手いです。(河野)

# 古代の日本を訪ねて

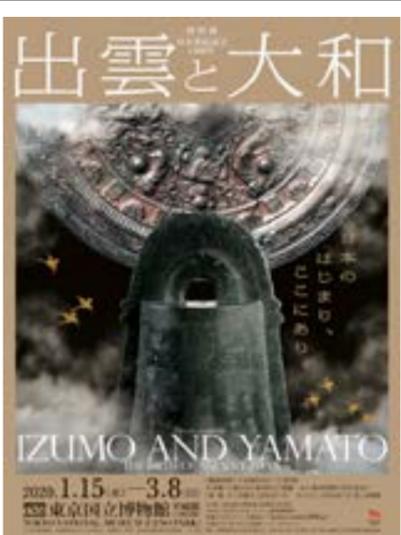
以前から憧れていた東京国立博物館、出雲と大和展にいきました。営業時間前から行列ができて、多くの方が関心を寄せていることに驚きました。

出土された銅鐸や剣の数の数が多いこと、今なお保存されており、私自身が古代の世界にいるような気分になり、神秘的なものを感じました。

出雲の話は日本書記の「国譲り」の物語を思い出します。

出雲や筑紫の「王権」と大和の権力のせめぎ合いは、古代王権成立に関する大変興味あるテーマです。

日本書記によれば、権力は大和、信仰は出雲...という妥協策で国譲りが為されたと書いてあります。戦乱の跡が無く、一理あるのかも知れませんが、正確な話



ではないかもと感じています。卑弥呼が古事記に出て来ないし、実在が否定された神功皇后が卑弥呼に結びつけられる日本書記は、矛盾していると思えます。天皇家の正当化がこの著書の制作動機のように感じます。邪馬台国は天皇系統はことなる、まだ未知なる国かもしれない。邪馬台国を説明することができれば、日本史を大きく変えるかもしれません。さて、ヤマト王権生成の過程は興味深いとは言え、歴史は多面的なものです。特に「有史以降」は、王権の成立と存立を巡る攻防に歴史学が矮小化されていないのでしょうか? 西日本では約一千年の歴史を持つ弥生時代の農耕部族がその後権力やそれに伴う国家を形成するの

(宮城 弥生)



の違憲性を訴え国家賠償請求訴訟が始まり、違法性を認めた熊本地裁の判決が2001年5月11日、政府の控訴断念が5月25日と大きなニュースになったことで社会も少しずつ変化し、家族が歌碑建立を了承し7月5

日に歌碑の除幕式が行われたという。長島愛生園に明石海人さんが住んでいた場所に「歌碑」が建てられていると聞いて、一度長島愛生園を訪ねることにした。(富田 英司)

## 新型コロナウイルス 基本方針 記者会見への疑問

新型コロナウイルスについて、政府は二月二十五日、前日の専門家会議を受けて「基本方針」を策定したとして、加藤厚生労働大臣が記者会見で概要を説明した。

記者会見を聞いて疑問を抱くのは、「風邪の症状を感じたら休暇を取り自宅で療養を」という対処法だ。一般人は、風邪の症状が出たと聞き、それが普通の風邪(ライノウイルス等)なのか?インフルエンザウイルスか?新型コロナウイルスによるものか?自分で判断はできない。

必要なのは、直ちに医療機関を受診し、診察と検査によって診断してもらうことではないのか?自宅療養が必要な処方箋が前提となるはずだ。それを受診もせず、検査も

せず、自宅で様子を見なさいというのはいよいよ重症化してから受診しなさい、ということと同じではないか?

これでは「感染の拡大を抑制する」という基本方針の趣旨とも矛盾する。

また「休暇を取りなさい」と言うが、その際の賃金保障についても、何ら言及していない。「感染症休暇」が就業規則に整備されている企業はまだしも、日給月給の非正規職員はどうなるのか?

あまりにズサンな基本方針に疑問を抱かざるを得ない。

今後、基本方針の詳細を精査し、きちんとした批判をしてゆく必要があると考

(松本誠也)

## 庁舎移転は住民投票で決めよう!

私が住んでいる街で、津波浸水想定区域に清水庁舎と桜ヶ丘病院を移転する計画が起きている。この問題については本誌598号(2019年9月1日)に報告したが、その後を報告した

静岡市の清水庁舎整備計画は、津波浸水想定区域内にある築36年の清水庁舎を解体し、同じ津波浸水想定区域内のJR清水駅東口に移転新築して、跡地に今高台にある老朽化した桜ヶ丘病院を誘致する計画だ。この計画に反対する住民達が集まり、「住民の安心安全のためには津波浸水想定区域に庁舎と病院を新たに建設してはいけない」と確認し合

民の会」を立ち上げて住民に訴えてきた。条例案」も反対多数で否決された。こうした様々のことが起こ

すると突然、昨年の8月田辺市長は移転を進めるための条例改正案と事業費の予算案を9月市議会に提出することを明らかにした。市長はこの問題について聞かれると「市民には丁寧説明していききたい」と、何度も言うが反対する私たちとは会おうともしない。(あまりにも安倍首相と一緒に笑ってしまう)やはり市長は危機感を感じて反対運動が盛り上がり前に強行しようとしたのではないかと考えた。

そこで私たちは市長に対して移転の賛否を問う「住民投票の実施を求める要望書」を提出したが拒否の回答をされ、9月市議会で議員発議で提出した「住民投票実施

約120億円の税金を使うのは税金の無駄遣いであることも訴えていくと、清水区だけではなく葵区や駿河区でも運動に賛同する声が高まり全市の運動として展開することになった。今年

に入ると、市は事業を進めるにあたり民間資本を活用したPFI方式で22年度で3月23日までだが、清水区中に新庁舎の開館のスケジュールでいたが、1月6日から9日に入札業者を受け付けたところ参加を表明する業者が現れないことが報道され



住民投票のスローガン

庁舎移転は住民投票で決めよう!  
賛成も反対も住民投票  
まちの未来はみんなで決めよう!

静岡市清水区 静岡市民の会

だ。また報告したい。(美)